

令和3年度第4回理事会

議事録

令和4年3月4日（金）

公益財団法人武蔵野市福祉公社



令和3年度 第4回 公益財団法人武蔵野市福祉公社理事会

1. 開催日 令和4年3月4日(金) 午後3時00分から午後4時25分まで

2. 会場 本部1階会議室
Web会議システム Zoom を使用しオンラインを併用

3. 理事の現在数 6名(定足数 4名)

4. 出席者 会議室 理事長(議長) 森安 東光 常務理事 小島 一隆
理事 千種 豊 理事 黒竹 光弘
理事 渡邊 昭浩
Web 理事 大野 壽三枝 監事 大久保 実
監事 安田 大(午後3時12分入室)

5. 欠席者 なし

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程
日程第1 議案第14号 令和4年度事業計画について
日程第2 議案第15号 令和4年度収支予算について
日程第3 議案第16号 令和4年度資金調達及び設備投資の見込みについて
日程第4 議案第17号 令和4年度老後福祉基金の一部取崩しについて
日程第5 議案第18号 令和4年度常勤役員の報酬及び賞与の額について
日程第6 議案第19号 役員賠償責任保険契約の締結について
日程第7 議案第20号 令和3年度第3回評議員会の開催について
日程第8 報告事項1 令和4年度職員研修計画について
日程第9 報告事項2 令和3年度事務事業評価実施結果について
日程第10 報告事項3 情報セキュリティ基本方針の策定について

8. 議事録作成者 理事長 森安 東光

9. 議事録署名人 理事長 森安東光

監 事 安田 大 大久保 実

10. 議事の経過及び結果

大野壽三枝理事、安田大監事及び大久保実監事は本議場にいないが、web会議システムを用いて、出席者とは互いに音声及び映像が即時に伝わること、適時的確に意見表明ができることを確認した。

森安理事長より、傍聴希望はなく、出席理事6名（会議室5名Web会議システム1名）、定数6名につき、定款第35条により過半数を満たしており、理事会の成立が宣言された。定款に基づき、議事録署名人は、理事長と出席した監事2名とし、議事の審議に移った。

日程第1 議案第14号 令和4年度事業計画について

日程第2 議案第15号 令和4年度収支予算について

日程第3 議案第16号 令和4年度資金調達及び設備投資の見込みについて

日程第4 議案第17号 令和4年度老後福祉基金の一部取崩しについて

森安理事長から一括審議の申出がなされ、ほかの理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

小島事務局長から、説明にあたり、報告事項2「令和3年度事務事業評価実施結果について」報告がなされた。

事務事業評価は、前回、平成29年度に初めて実施し、今回で2回目となる。「令和3年度事務事業評価実施結果報告」「事務事業評価の概要」「1 目的」では、事業がニーズ等に適合しているか、実施の必要性、経費の妥当性等の検証、そして、職員一人ひとりが事業の現状を把握し検証することを主な目的とした。「2 内容」では、事業の対象・目的・開始の契機などを明らかにした上で、事業の必要性、公共性・公平性、補完性等を評価し、課題を検討した。併せて、システム更新の効果や新型コロナウイルスの感染拡大の影響も評価した上でコスト面の課題を検討している。「3 実施事業」は、「実施事業一覧」のとおり50の事業に区分し、評価した。「4 結果の活用」で、議題となっている、事業計画・収支予算書への反映や、第四期中長期計画の参考資料とする。

事務事業評価シートの項目の〈対象〉から一番下の〈コロナ禍の影響と課題〉までは、担当職員が作成した。〈従事職員〉から〈コスト面の課題〉を担当の係長、〈総合評価〉を担当の課長が記載し、全体を調整している。事務事業評価シートは、実施事業の評価を見開き2ページでまとめている。

つづいて、小島事務局長は、まず議案第14号及び議案第15号をあわせて説明するとし、事業計画の運営方針と重点項目について次のとおり説明がなされた。

新型コロナウイルス感染症の流行から2年が経過し、感染力の強い変異株の流行により、対人援助中心の福祉公社の業務も影響を受けている。このような中でも福祉公社の使命として感染者や濃厚接触者の受け入れなどのセーフティネットとしての機能を果たし、また、動画作成やICT活用等の技術、対応力などを業務に活かしていく。

福祉公社は昨年度、事業開始40周年を迎えた。現在計画期間中である第三期中長期事業計画は令和5年度までとしているが、新型コロナウイルスの感染拡大などの影響で支援すべき利用者の様態や社会情勢が変化しており、第四期中長期事業計画の計画期間を1年早める。そのため、令和3年度に実施した事務事業評価を参考とし、また、今年度は福祉サービス第三者評価を受審した上で、計画の策定を進める。

現在検討を進めている新社屋は、50周年に向けての一大プロジェクトとして、また、増加した利用者のための相談スペース及び職員増による事務スペースを確保のため、今年度は「新社屋建設委員会（仮称）」で具体的な実施計画を検討する。

福祉公社では、この数年で多数の職員が退職を迎え、人材の確保は急務だが、有資格者や経験のある職員を採用することが困難であり、今年度から大学等の卒業者を対象とした、いわゆる新卒採用を実施する。新卒採用の職員の育成や、利用者の個別性に対応した技術研修の実施、関前スペースの活用など研修方法のさらなる充実を図る。

本年度は、50周年に向けて新たな1歩を踏み出し、そして新型コロナウイルス感染拡大からの再生に取り組む初年度とするため、最後に記載した3項目を重点項目と位置づけ、精力的に取り組んでいく。

次に事業計画と収支予算の事業別明細について、各課長から説明がなされた。

まず石橋権利擁護課長より、事業番号1から事業番号7までの事業について次のとおり説明がなされた。

事業番号1「つながりサポート事業」は、事業活動収入2444万1千円、支出2615万8千円で、前年度比、収入746万3千円、支出564万6千円の減となっている。令和4年度より、東京都の地

域福祉推進区市町村包括補助事業の福祉サービス総合支援事業のうち、利用者サポートの補助金を実際の活用目的に即し、事業番号2、権利擁護事業に移行したことから収入が減少している。本事業では、日常生活における相談や入退院の手続き、没後支援等を行い、身近に親族のいない市民が安心して日々の生活を送れるように支援する。また、より確かな根拠に基づいた事業展開を行えるように、新たな事業スキームについて検討する。エンディング相談支援事業は、福祉公社のノウハウを活用し対応していく。

事業番号2「権利擁護事業」は、事業活動収入716万8千円、支出716万8千円で、事業番号1で説明した事由により、前年度比400万7千円の収入増となっている。権利擁護に係る総合相談、老いじたく等の普及啓発、専門職による法律相談等を実施する。また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業につながるまでの間、緊急一時的な金銭管理の支援として権利擁護レスキューサービスを実施する。

事業番号3「地域福祉権利擁護事業」は、事業活動収入773万8千円、支出1014万2千円で、利用者と共に作成した支援計画に基づき、自己決定と自立に向けた生活を支援する。また、生活支援員の利用者支援における活躍の場を広げていく。

事業番号4「成年後見人等受任事業」は、事業活動収入6744万円、支出6208万3千円で、法人後見の強みを生かし、高齢者のみでなく若年者の後見人等への積極的な就任も検討する。適切なタイミングでチーム支援を行えるように、福祉、法律関係機関とのネットワークの構築に一層注力する。今後も本人意思を尊重しながら、本人にとって最良の生活を送れるように尽力する。

事業番号5「生活困窮者自立相談支援事業」は、事業活動収入3175万円、支出3566万3千円で、生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金の三事業のほか、国が新たに創設した「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の相談支援業務、市の独自事業である「特別就職支援金」「住居契約更新料」事業の申請窓口業務を国、市の動向に応じて実施する。引き続き他機関と連携し一人ひとりに寄り添った伴走型の支援を行っていく。

事業番号6「生活保護受給者金銭管理支援事業」は、事業活動収入990万円、支出1354万円、収支は364万円の赤字となっている。利用者数がほぼ上限の49人となったことから、出納回数、支援回数が大幅に増加し、人件費が増加している。利用者が日常生活を円滑に送れるように、本人及び生活福祉課と課題、目標を共有しながら支援していく。また、生活福祉課に委託費の単価について見直しを求めていく。

事業番号7「成年後見制度利用促進事業」は、事業活動収入788万3千円、支出1017万8千円で、令和3年度に補助金事業から市からの受託事業となった。本人意思を尊重した適切な成年後見制度の利用促進のため、市と共に中核機関の運営、地域連携ネットワーク連絡協議会の開催のほか、制度に係る相談、広報、後見人等支援を実施する。

つづいて堀田在宅サービス課課長から事業番号8から事業番号12まで次のとおり説明がなされた。

事業番号8「居宅介護支援事業」は、事業活動収入2904万7千円、支出2974万7千円で、特定事業所加算を算定している事業所として、質の良いケアプランを提供できるよう、日々ケース検討や研修に参加してケアマネジメント力の向上を目指す。今後も新型コロナウイルスの感染動向に留意し、多職種と連携しながら利用者支援を行っていく。

事業番号9「訪問介護サービス事業」は、事業活動収入1億2559万4千円、支出1億2242万9千円で、訪問介護事業所のセーフティネットとして、他事業所で、受け入れが難しい利用者を積極的に受け入れていく。令和3年度より、特定事業所加算Ⅱを算定することが可能となり、加算算定の義務として全ヘルパーとサービス提供責任者の介護技術の向上のため毎月、研修や会議等を開催している。しかし新型コロナウイルスの感染流行が落ち着かず、令和3年度は職員作成の動画で対応した。令和4年度については動画のみならず、集合による会議等も開催できるよう、感染状況をみながら柔軟に対応していく。また、身体介護の技術研修に加え、医療的ケアの必要な利用者の受け入れも行うため、関前スペース等を活用し、介護技術研修を積極的に行う。

事業番号10「居宅介護サービス事業」は、事業活動収入2033万3千円、支出1964万5千円で、介護保険の訪問介護事業と同様に特定事業所加算Ⅱと特定処遇改善加算Ⅰを取得しており、障害者総合支援法に基づき、障害のある方が地域社会において安心して在宅生活を続けていけるように支援していく。障害の特性により支援が難しい利用者には、ヘルパーへの情報共有や研修等を行い、また関係機関と連携しながらサービス提供を行う。

事業番号11「生活支援事業」事業活動収入1101万5千円、支出1430万7千円で、認知症見守り支援ヘルパー事業、高齢者緊急訪問介護事業を市から引き続き受託する。令和2年度から「感染症対応レスキューヘルパー」を受託しているが、家族介護者のコロナ感染による支援に加え、利用者本人が陽性となった場合のサービス提供も行っている。高齢市民の緊急時支援を迅速に対応する。

事業番号12「地域包括ケア人材育成センター事業」は、事業活動収入2455万5千円、支出は

2563万5千円で、介護職員初任者研修や、喀痰吸引等研修、認定ヘルパー養成講習の3研修についてはオンラインでの開催は難しいため、感染予防対策を徹底しながら、開催していく。その他、様々な研修についてはオンラインや動画の研修等引き続き開催し、少しでも多くの参加者が受講できる質の良い研修の提供に努めていく。

つづいて方波見高齢者総合センター兼北町高齢者センター所長から、事業番号13から事業番号18まで、次のとおり説明がなされた。

事業番号13「高齢者総合センター管理運営事業」は、事業活動収入は6006万円で、市民の貴重な福祉資源として利用者が安心、安全に利用できるよう施設の維持・管理運営等を実施し、高齢者福祉の増進を図る。事業活動収支差額が318万9千円収入超過となっているのは、市からの受託料には、情報システム更新にかかる減価償却費相当額を含んだ額となっているためである。

事業番号14「在宅介護・地域包括支援センター事業」は、事業活動収入は5883万9千円で、地域包括ケアシステムの拠点として、小地域完結型の相談・サービス提供する。新型コロナウイルス感染症の影響からますます虚弱、孤立する高齢者が増加すると予想される。地域の誰もが生き生きと生活できるよう介護サービス事業所をはじめ、老人会や民生委員、住民との連携を図りながら、地域ネットワークの強化をすすめ、相談しやすいセンターを目指す。引き続き家族介護教室を開催し、認知症介護を中心に講演会や情報発信に取り組む。対象地域の高齢者人口の増加等により、規定の職員数での業務は困難なことから、352万1千円の支出超過となっている。適正な受託料となるよう提案していく。

事業番号15「住宅改修・福祉用具相談支援センター事業」は、事業活動収入は2579万3千円で、住宅改修のプランニング、福祉用具の選定、生活動作のアドバイス等、総合的な相談支援だけでなく、ケアマネジャー等支援者への情報提供を行い、福祉用具、家族介護用品の適正利用に繋げる。排泄ケア専門員や言語聴覚士による相談を継続すると同時に支援者の知識・技術の向上に尽力する。また、啓発活動として、作成した冊子に関する動画作成、配信を引き続き行う。

事業番号16「デイサービスセンター事業」は、事業活動収入は9491万9千円で、新型コロナウイルス感染症予防を徹底し、安全に事業継続ができるよう努める。公設民営のデイサービスとして、多課題、重介護、医療ニーズの高い利用者を積極的に受け入れ、サービス提供できるよう関係機関と連携し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援する。また、研修を充実させ、職員の専門性の向上を図る。常勤の理学療法士を配置している特長を生かし、運動プ

プログラムを充実させ、生活動作の維持向上に努める。795万5千円の支出超過となっているが、稼働率向上の取組み、積極的な加算取得、バス送迎委託の見直しなどにより、縮減努力する。

事業番号17「社会活動センター事業」は、事業活動収入支出ともに5795万8千円で、高齢者の健康増進、受講を契機とした外出や仲間作りなど介護予防、閉じこもり予防を目的とした講座、イベント運営を実施する。感染症予防を第一に一人でも多くの高齢者が安心して講座等に参加できるような編成や内容について検討していく。

事業番号18「北町高齢者センター事業」は、事業活動収入は8624万7千円で、市民生活の延長線上のデイサービス、世代を超えた交流の場としてサービス提供する。新型コロナウイルス感染症予防を徹底し、安全に事業継続ができるよう努める。また、当センターの特長でもあるボランティア活動は、利用者との接触のない一部の活動のみ実施する。状況に合わせた活動方法を検討していく。小規模ハウスについては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう支援していく。子育てひろば事業では、令和3年度実施したプロポーザルの結果を踏まえ、引き続き高齢者施設に併設されている特長を生かした運営ができるよう支援し、可能な方法での交流を継続していく。944万円の支出超過となっているが、稼働率の向上や加算取得、経費見直しによる削減等で縮減努力する。

つづいて新谷総務課長から事業番号19と日程第8報告事項1令和4年度職員研修計画について、次のとおり説明がなされた。

事業番号19管理費では、法人として、福祉公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行う。人材の育成については、体系的に行うため、令和4年度職員研修計画を策定した。人材育成の基本方針として、求められる職員像、職位ごとに果たす役割、求められる能力を記載している。求められる能力、果たすべき役割を身につけ、求められる職員に近づくための取り組みを行う。令和3年度から武蔵野市地域包括支援センターへの派遣研修を再開したので、追加している。令和4年度も、通信教育やウェブセミナーの活用をすすめ、感染症対策を講じて人材育成に必要な研修を実施する。全職員が集合しての研修がどの程度実施できるか今の段階では不明な点もあるが、リモートなど、感染症対策を徹底して実施する。リモートで配信する研修もだいぶ慣れてきたが、そちらの技術のスキルアップも目指す。自己啓発の通信教育では、令和3年度に引き続き、全額助成し、学びを支援していく。

事業計画に戻り、武蔵野市民社会福祉協議会との事業連携については、連携策を実施して一定期間経過したことから連携策の見直しを実施する。広報では、ホームページをリニューアルする。現在のホームページは平成29年に作成したもので、全面的に改正する。収支については、

事業活動収入3181万5千円、前年度比1151万5千円の増で、主に武蔵野市地域包括支援センターへ派遣している職員の人件費を市が負担することから負担金収入の増によるものである。事業活動支出は、7785万1千円で、前年度比2336万1千円の増で、人件費増のほか、ホームページのリニューアル、健康管理システム、電子帳簿保存法およびインボイス制度に適應するためシステム導入費用などを見込んでいる。

つづいて小島事務局長より、収支予算書について説明がなされた。

事業活動収入合計7億8249万5千円、事業活動支出合計8億5598万2千円、事業活動収支差額はマイナス7348万7千円となっている。投資活動収支の部、投資活動収入のうち、老後福祉基金預金取崩収入1億1492万1千円については、のちほど議案第17号で説明する。投資活動支出は、老後福祉基金資産積立支出、退職給付引当資産積立支出、減価償却引当資産積立支出、本部事務所建替準備資金積立支出、車両運搬具購入支出で、合計で4212万3千円を計上した。財務活動収支の部はなく、予備費を500万円計上し、当期収支差額は、マイナス377万6千円となる。

つづいて正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表の説明がなされた。

経常費用の記載について、今まで「正味財産増減計算書内訳表」のみで管理費と事業費を区分していたが、今回から「正味財産増減計算書」でも管理費と事業費に区分することとした。経常収益は、基本財産運用益1万円、特定資産運用益3万円、事業収益7億2073万1千円、受け取り補助金等5925万円、受け取り寄付金50万円、雑収益197万4千円、合わせて7億8249万5千円となる。経常費用は、2ページの事業費合計8億3103万7千円、管理費合計4722万4千円、経常費用合計8億7826万1千円となる。当期経常増減額は、マイナス9576万6千円となる。経常外増減は見込んでおらず、一般正味財産期首残高は、令和2年度決算の期末残高とし、当期一般正味財産増減額を足した一般正味財産期末残高は、7億774万3千円となる。指定正味財産は、現在基本財産のみを計上しており、増減は見込んでおらず、令和2年度決算の期末残高を期首残高としている。一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた、正味財産期末残高は11億2578万9千円となっている。

つぎに「正味財産増減計算書内訳表」について、説明がなされた。

正味財産増減計算書を公益目的事業会計とその他事業、法人会計の経理区分に分けて表しており、具体的には、北町高齢者センター管理運営事業から子育てひろば事業の事業収益および事業費用を、その他事業に配賦した。また、法人会計である管理費の費用を従事割合などの配賦率に従って、公益目的事業会計へ配賦している。事業収益の北町高齢者センター管理受託料

のうち、子育てひろば事業にかかる942万8千円をその他事業会計へ配賦した。経常費用は、事業費と管理費に区分されており、事業費は、公益目的事業会計、管理費は、法人会計となっていることから、管理費から配賦された費用は、事業費に繰り入れている。管理費における人件費については、従事割合にて配賦している。本部事務所の管理に係る費用等は、本部事務所の使用割合で配賦している。職員の育成や情報システム保守委託等、公社全体の事業に関わる費用については、公社全体の人数割合で配賦している。

つづいて、「議案第16号 令和4年度資金調達及び設備投資の見込みについて」説明がなされた。令和4年度の資金調達について、借り入れの予定はなく、設備投資の見込みについても、重要な設備投資の予定はない。

つづいて、「議案第17号 令和4年度老後福祉基金の一部取崩しについて」説明がなされた。老後福祉基金は、老後福祉基金活用事業、収入不足分、退職給付引当資産積立、減価償却引当資産積立、本部事務所建替準備資金積立などに充当する。

以上で説明が終わり、議案第14号、議案第15号、議案第16号及び議案17号に関連して次の質疑応答があった。

大野理事 つながりサポート事業は、福祉公社が永年やってきた有償在宅福祉サービスを引き継いだ事業であり、リバースモーゲージの条件となっている重要な事業である。事務事業評価実施結果でも課題があることは承知した。新たな事業スキームを検討するとあるが、どのようなスキームをどのように検討していくのか、今の段階で分かる範囲で説明してほしい。

石橋権利擁護課長 今の事業を止めたり、縮小したりするわけではなく、これから増加すると予想される、身寄りのない高齢者に焦点をあわせて、分かりやすく、使いやすくまた、客観的根拠に基づいた事業スキームとしたいと考えている。曖昧な対象者、相手の取り方によって理解が変わってくる事業内容などを整理したい。また、契約能力の可否については、何らかの客観的な根拠を持たせたいと考えている。親族との関係が希薄なまま、契約後数十年経過したのちに、当初の契約は本当に本人の意思だったのかなど問題になることがある。また社会的に、福祉公社のような第三者が、本人との契約によりいろいろな手続きをすることに対して厳しくなっている現状もある。本人の意思で契約し、福祉公社が行った支援について、他者から見たときに明確で理解できる内容に変えていきたいと考えている。

大野理事 検討については、委員会を設置するのか、それともセンター内で検討していくのか。

石橋権利擁護課長 まず内部で検討し報告としてまとめたのち、外部の方を入れた検討委員会が必要かどうか検討していきたい。

大野理事 契約内容を変える場合は、現在の契約者との契約を取り直すなど大きな問題となってくるので慎重に検討してもらいたい。

渡邊理事 高齢者総合センターのデイサービスセンター事業で新たに算定を目指すとしている科学的介護推奨加算と口腔機能向上加算について4年度の収入に見込んでいるのか。また、科学的介護推奨加算については、設備の導入など検討しているのか。

方波見高齢者総合センター所長 同2加算については予算計上していない。昨年度個別機能訓練のために導入したシステムが科学的介護推奨加算に対応する予定となっていることから、新たな設備の導入は考えていない。

黒竹理事 同じくデイサービスセンターについて稼働率はどれくらいで算定しているのか。

方波見高齢者総合センター所長 85%で計上している。コロナ前は90%だったので、稼働率をなんとか85%まで戻し、加算追加で増収を図っていきたい。

大野理事 老後福祉基金の一部取崩しについて、今回の取り崩し後、老後福祉基金の残金はいくらになるのか。

新谷総務課長 取り崩し額は予算上であるので全額取り崩すわけではない。また新たな寄附も想定される。なお今年度は6700万円ほどの寄附金をいただいている。現在の老後福祉基金の残高は4億7500万円ほどであり、ここから1億1千万円ほど取り崩す可能性がある。

その他、理事及び監事から質疑意見はなく、議案第14号、議案第15号、議案第16号及び議案第17号は、1件ずつ採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

日程第5 議案第18号 令和4年度常勤役員の報酬及び賞与の額について

小島事務局長から提案理由について、公益財団法人武蔵野市福祉公社の役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程（平成25年4月1日規程第2号）第3条第2項に定める令和4年度の常勤役員の報酬及び賞与の額について、評議員会に提案するため、別紙のとおり承認を求めらるるものである、と説明がなされた。

議案第18号に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第6 議案第19号 役員賠償責任保険契約の締結について

小島事務局長から提案理由について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）が改正され、第118条の3において、公益財団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものの内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない、と規定されたことから別紙契約について承認を求めるものである、と説明がなされた。

新谷総務課長から詳細について説明がなされた。

本役員賠償責任保険契約の被保険者は、公益財団法人武蔵野市福祉公社理事、監事、評議員及び管理職職員で、被保険者が、公社の理事及び監事等としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金が給付されるものである。支払いの対象となる損害または支払われない場合の詳細は記載のとおりである。特約はすべて補償されるプランに加入する。保険期間、支払限度額は記載のとおりである。

説明は以上で、議案第19号に関して、つぎの質疑応答があった。

渡邊理事 1億円ワイドの契約で保険料はいくらになるのか。法人武蔵野で同じく理事会にて同様の役員賠償責任保険契約を諮ったところ、理事から支払限度額を増額する提案がなされ3億円に修正した経緯があることを報告しておく。

新谷総務課長 年間の保険料は12万円ほどである。限度額については次年度以降検討したい。

黒竹理事より、理事に就任した際に、賠償責任の免責範囲について同意した記憶があるが、それとの兼ね合いはどうなるのか、との質問があったが、その場に資料がなく、後ほど調査し回答することとした。調査の結果、定款第29条責任の免除又は限定についての条項は、役員等がその任務を怠ったとき、これによって生じた公社の損害に対する損害賠償責任を対象としているもので、今回の保険契約内容とは異なることが判明した。その旨、黒竹理事に説明し、そのほかの理事及び監事に報告した。

その他、理事及び監事から質疑意見はなく、議案第19号は、採決の結果、全会一致で原案の

とおりに承認された。

日程第7 議案第20号 令和3年度第3回評議員会の開催について

小島事務局長から、提案理由について、定款第17条の規定により、「評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する」とされており、第18条の規定により、「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。」とされていることから、別紙議事日程（案）のとおりに開催することについて、承認を求めるものである、と説明がなされた。

議案第20号に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおりに承認された。

日程第8 報告事項1 令和4年度職員研修計画について

日程第9 報告事項2 令和3年度事務事業評価実施結果について

日程第1 議案第14号令和4年度事業計画の中で報告をしたので、説明及び質疑を省略した。

日程第10 報告事項3 情報セキュリティ基本方針の策定について

小島事務局長から次のとおりに説明がなされた。

IT等を利用した業務環境を安全に運用するにあたり、情報セキュリティの基本である情報の機密性（認められた者だけが情報にアクセスできること）、完全性（情報が破壊、改ざん、消去されない状態を確保すること）及び可用性（情報への適切なアクセスを確保すること）を維持する必要がある。公社では、サーバーの外部化や、クラウドサービスを利用したシステムを導入したことにより、インターネットを利用することが欠かせなくなっており、セキュリティの確保が必須となった。また、昨年9月に職員がメールを誤送信するという事案が発生した。このことを受け、職員が情報セキュリティの重要性を十分に認知し情報システムを重要な資産として保護管理するため、別添のとおりに「情報セキュリティ基本方針」を策定した。併せて、12月1日に私を委員長とする情報セキュリティ委員会を立ち上げた。なお、12月6日から15日までの間、職員向けに動画配信による情報セキュリティ研修を実施したところである。今後とも情報セキュリティ対策については、より詳細な内部ルールの策定や職員への啓発など、強化・徹底を図っていく。

報告事項3に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、報告事項は終了した。

本日の理事会はweb会議システムを用いたが、終始支障はなく、以上をもって、議事の全部の審議を終了したので、森安理事長は令和3年度第4回理事会の閉会を宣言した。

議事の経過及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和4年3月29日

議長（理事長） 森 安 東 光



議事録署名人（監事） 安 田 大



議事録署名人（監事） 大久保 実

